

新型コロナウイルス感染症関連の 各課からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症関連の、各課からのお知らせは次のとおりです。詳細などは各課へ問い合わせ、または市のホームページなどを確認してください。

問 健康推進課 ☎ 840-8126

自宅療養者支援事業について

糸満市では、新型コロナウイルス陽性者となり自宅療養などを行っている人で、親族や知人から支援を受けることが困難な人に対し、生活に必要な食料品などの物資を提供します。

〈対象者〉糸満市民で親族や知人から支援を受けることが困難な人で、以下に該当する人

- ・陽性者で、沖縄県の配食サービスを申し込んでいる自宅療養または自宅待機中の人
- ・陽性者本人に同居家族はいるが、同居家族が要介護者などにより支援が困難な人
- ・インターネット通販や宅配サービスなどによる食料確保が困難な人

〈支援内容〉生活に必要な食料品などの物資

※対象者が属する世帯につき1回限り

(1世帯最大3セットまで)

〈利用申請・物資の受け取り〉

① 支援を希望する人は、電話で氏名などを伝えてください。② 担当課から申請方法・支援内容について説明します。③ 支援決定後、自宅の玄関先に支援物資を「置き配」します。

▶ 受付時間／平日8時30分～17時15分

新型コロナウイルス感染症に備えて もしものために備蓄を

新型コロナウイルス感染症は、いつ・どこで・誰が感染してもおかしくありません。家族が陽性者になった場合、同居家族は濃厚接触者に該当し、買い物に行くことが難しくなります。食料や日用品に困らないよう、事前に必要な物を家族で相談しリストアップして、もしもの場合に備えておきましょう。



ホームページで備蓄リストの参考例を紹介しています。

問 介護長寿課 ☎ 840-8133

高齢者に対する PCR検査の実施について

糸満市に住所を有する65歳以上の人は、1人1回限り、PCR検査を無料で受けることができます。検査希望者はあらかじめ介護長寿課窓口で申し込みを行う必要がありますので、問い合わせてください。

〈申込期限〉令和3年11月15日(月)

〈検査方法〉唾液による検査。検査キットを介護長寿課で受け取り、那覇市にある検査所へ提出

〈場所〉糸満市役所介護長寿課

問 国民健康保険課 ☎ 840-8127

傷病手当金について 適用期間延長のお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者へ

給与などの支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルスに感染、または発熱等の症状があり、感染が疑われたことで、労務に服することができず、給与の全体または一部が受け取ることができない場合に、傷病手当金を支給します。

〈適用期間〉令和2年1月1日から令和3年12月31日までに発症の人などが手当の対象

問 社会福祉課福祉総務係 ☎ 994-8242

生活困窮者自立支援金 申請受付期間延長のお知らせ

緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯等に対し生活困窮者自立支援金を支給しています。

※収入要件、資産要件、求職等要件など、一定の要件を満たす必要があります。

なお、総合支援資金の再貸付を終了した世帯に対しては、申請用紙を郵送しております。総合支援金の申請時から転居されている場合、申請用紙が届かないことがあるので、社会福祉課まで連絡してください。

〈申請受付〉11月30日(火)まで



令和4年4月からの保育所、認定こども園、小規模保育事業所などの利用申込が始まります。利用を希望する人は、関係書類を添えて期限内に申し込んでください。

私立認定こども園(1号教育)への新規園児の申し込みは、各種施設へ直接問い合わせてください。

私立認定こども園施設名	電話番号
ちくば認定こども園	994-2179
こひつじこども園	994-6916
あいわこども園	894-6675
津山幼稚園	994-6714
光洋こども園	992-1888
糸満ちくば第2こども園	851-8779
新島こども園	994-2625
ゆりかご認定こども園	851-3362
浜川こども園	992-2767
大地の子こども園	994-9288
米須こども園	851-4027
ゴスペル幼稚園	994-2145
みつる認定こども園	992-5300
のびしろこども園 ※	995-2500

※掲載時点で認可決定はしていません。

START

令和4年4月1日時点での
お子さんの年齢は？

3～5歳

0～2歳

保護者が就労などの理由で、お子さんを
保育できない理由がありますか？

保護者が就労などの理由で、お子さんを
保育できない理由がありますか？

ない

ある

ある

ない

1号認定

- ・【私立】幼稚園
- ・【公立】こども園
- ・【私立】こども園
- ・認可外保育施設

2号認定

- ・【公立】こども園
- ・【私立】こども園
- ・私立保育所
- ・認可外保育施設

3号認定

- ・【公立】こども園
- ・【私立】こども園
- ・小規模保育事業所
- ・認可外保育施設

4号認定

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり

令和4年

教育・保育施設などの 利用申し込み

問 保育こども園課 ☎ 840-8131

申し込み方法【新規児童】

郵送による事前申請

申請
期限

令和3年10月29日(金)
※当日消印有効

一般受付

受付
期間

令和3年10月4日(月)
令和3年11月12日(金)
※土日を除く
▶ 令和3年11月14日(日)
に限り休日受付をします。

場所

糸満市役所2階市民ギャラリー

支給認定区分

教育・保育施設を利用するには、糸満市から支給認定を受ける必要があります。支給認定は、児童の年齢や保育の必要性に応じて3つに区分され、それぞれの区分に応じて利用できる施設や時間が変わります。